

回答書

平成22年12月9日

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲 殿

弁護士 松坂 英明



貴会からいただきました2010年12月3日付け書簡（再度の質問状）に対し、下記のとおり当職の私見を述べます。

記

- 1、 下記の場合に、弁護士会は指導監督権を発動すべきと考えています。

弁護士の一般的な職務活動について



研修等を通じて弁護士としてのあるべき職務活動の方向性を伝達する必要性やしかるべき知識を習得する必要性が認められる場合

弁護士の個別受任案件について



法令や日弁連弁護士職務基本規程に違反している場合

弁護士の職務外の日常行為について



弁護士の品位を害するような非行が認められる場合

- 2、 その限界について

当該弁護士の行為が法令や弁護士職務基本規程に違反していない場合には、指導監督ができないものと考えます。

以上